

Title	〔商法五四九〕取締役会設置会社の取締役の会社に対する会計帳簿等閲覧請求権は認められないとされた事例(東京地判平成二三年一〇月一八日判決)
Sub Title	
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.10 (2014. 10) ,p.31- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20141028-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五四九〕

取締役会設置会社の取締役の会社に対する会計帳簿等 閲覧請求権は認められないとされた事例

（東京地判平成二十三年一〇月一八日金判一四二二号六〇頁、
平成二十三年（ワ）第二〇五〇八号会計帳簿等閲覧謄写請求事件、
請求棄却（控訴取下げ））

〔判示事項〕

取締役は、その地位に基づき会社に対して会計帳簿等の
閲覧謄写を求める権利を有するとはいえない。

〔参照条文〕

会社法三三〇条、三五五条、三六二条二項二号、民法六
四四条

〔事実〕

Y会社（被告）は昭和五九年二月一日に設立された、不
動産の売買、仲介および賃貸等を目的とする、取締役会を
設置する株式会社であり、X（原告）は、Y会社の取締役
である。XはY会社に対し、その職務を履行するため会計
帳簿等の閲覧謄写を請求することができるとして、Y会社

の取締役としての地位に基づき、平成一八年度から直近年
度までの会計帳簿またはこれに関する資料（総勘定元帳、
手形小切手元帳、現金出納帳、預金出納帳、会計用伝票）
の閲覧謄写を求めて訴えを提起した。Y会社は、それに対
して、取締役が会社に対して会計帳簿等の閲覧謄写を請求
できる旨の法令の規定は存在しないと主張して争った。

〔判旨〕

請求棄却

〔1〕 会社法及び関連法令（会社法三三〇条により会社
と取締役の関係を規律するものとされる委任に関する規定
を含む。）上、取締役の会社に対する会計帳簿等閲覧謄写

請求権の根拠となる規定は、存在しない。

(2) 本争点に関し、原告は、取締役はその職務を履行するために会計帳簿等の閲覧謄写を請求することができる旨主張する。

確かに、取締役が、その会社に対する義務である善管注意義務及び忠実義務を十全に尽くすためには、通常、会社の会計帳簿等を少なくとも閲覧し得ることが必要であるといえることができる。

しかし、取締役からその会社に対する義務の履行に必要な行為であるとして会計帳簿等の閲覧等を求められた会社が、正当な理由なしにこれを拒む場合において、当該不当拒絶により取締役の義務の履行が不能となったときには、その履行が不能となった義務の違反に基づく取締役の責任が会社又は第三者から追及される局面において、当該不当拒絶の事実を取締役のために斟酌し得るものと解すれば足り、取締役の利益が不当に損なわれることがないようにするために、訴えをもって履行を求めることができる権利としての取締役の会計帳簿等閲覧謄写請求権をあえて観念するまでの必要はなく、相当でもない。

そうすると、実質的にみても、原告の上記主張には的確な根拠がないものといえるべきであって、これを採用すること

とはできない。

(3) 以上によれば、取締役がその地位に基づき会社に対して会計帳簿等の閲覧謄写を求める権利を有するとはいえない。

したがって、原告がその取締役としての地位に基づき被告に対して別紙目録記載の会計帳簿等の閲覧謄写を求める権利を有するとの原告主張も、法的根拠がないことに帰する。」

〔研究〕

取締役会設置会社の取締役に会計帳簿等閲覧謄写請求権はないと判示した判決の結論には賛成する。しかし、その理由として取締役に会計帳簿等閲覧謄写請求権を認める条文の不存在を根拠にしたことについては、疑問があると考えられる。

一 本件は、取締役会設置会社の取締役に会社に対して会計帳簿等の閲覧謄写を求めて訴えに及んだ事案であるが、本判決は、取締役が会社に対する善管注意義務および忠実義務を十全に尽くすためには、通常、会計帳簿等を少なくとも閲覧することが必要としながらも、取締役から会社に対する義務の履行に必要な行為であるとして会計帳簿等の

閲覧等を求められた会社が正当な理由なしにこれを拒む場合において、その不当拒絶により取締役の義務の履行が不能となったときには、履行が不能となった義務の違反に基づく取締役の責任が会社または第三者から追及される局面において、不当拒絶の事実を取締役のために斟酌し得るが、訴えをもって履行を求めることができる権利として取締役の会計帳簿等閲覧謄写請求権をあえて観念するまでの必要はなく、相当でもないとして、請求を棄却した。しかし、判決に現れているところの事実関係からは、被告会社の規模、公開会社か非公開会社か、取締役会の取締役の員数、原告が会計帳簿の閲覧謄写を求めた理由、被告がそれを拒絶した理由等詳細な事情は不明であるため、これらのことから判決の妥当性を判断することはできない。

また、会社法の規定では、会計帳簿等の閲覧・謄写請求権（以下、単に「閲覧請求権」という）ないし会社の財産状況の調査権は、監査、監督に関連して、監査役（会社法三八一条二項、三八九条四項。以下、会社法の条文を引用する場合は単に条文のみを記す）、会計監査人（三九六条二項）、監査委員（四〇五条一項）、会計参与（三七四条二項）に認められている。また、株主の会計帳簿等閲覧請求権は、昭和二五年の商法改正でアメリカ法に倣って新たに

設けられたものである（同年改正商法二九三条ノ六）。同改正は株主総会の権限を縮小し、取締役会の権限を拡大したことから、株主の地位の強化を図るために、株主に代表訴訟提起権、取締役の解任請求権、取締役の違法行為差止請求権等の会社業務の運営を監督是正する権利を与えた。そして、株主が会社経理の状況をその記録である会計の帳簿・書類から正確に知って監督是正権を行使すべきであるとして、会計帳簿等閲覧請求権が認められた（上柳克郎他編『新版注釈会社法(9)』（有斐閣、昭和六三年）二〇一頁「和座一清」）。当該権利は少数株主権であり、条文の創設当時は、権利行使ができるのは「発行済株式総数の一〇分の一以上に当たる株式を有する株主」であったが、平成五年改正で「発行済株式総数の一〇〇分の三」となり、平成一三年六月改正で「総株主の議決権の一〇〇分の三」に改められた。また、この権利が認められるとともに、株主がその権利を会社（株主全体）の利益を侵害し、または、株主たる利益に関係のない純個人的な利益のために行使することは権利濫用として認められないのは当然であるが、会社が正当な閲覧請求をも拒絶しないように、閲覧を拒絶できる事由を列挙し、会社はこれらの事由に該当すると認めべき相当の事由がない場合には閲覧を拒絶できないと定

められた(昭和二五年改正商法二九三条ノ七)。また、平成一一年改正では、親会社株主の子会社帳簿閲覧権が裁判所の許可を条件として認められた(同年改正商法二九三条ノ八)。そして、これらの規定とほぼ同様の内容が会社法四三三条に継受されている。

このように、株主あるいは監査役等はそれぞれの条文に規定される要件を満たせば、会計帳簿等の閲覧を請求することが認められているが、被告が主張するように、取締役の会計帳簿等閲覧請求権を認めた条文がないということのみを理由としてその本質の議論をしないままでは、取締役に会計帳簿等閲覧請求権が認められないという結論に至らないのではないかと思われる。反対に、たとえば、株主に関しては、それを明文で定めなければ閲覧請求権があるか否かが明らかではないが、取締役にについてはそれが認められるのが自明のことであるからあえて規定を置かなかったと考えることも可能である。ちなみに、株主、親会社社員(裁判所の許可を受けた場合に限る)、債権者には、定款、株主名簿、株主総会議事録、取締役会議事録、委員会議事録などについて明文で閲覧請求権が規定されているが(三一条、一二五条、三一八条、三七一条、四一三条。ただし、取締役会・委員会議事録を閲覧する場合には、株主

や債権者にも裁判所の許可が必要な場合がある)、取締役については、委員会議事録の閲覧請求権を明文で認めている(四一三条二項)以外では、何ら規定が置かれていない。

他方、取締役会設置会社においては、業務執行機関は取締役会であり、取締役はその構成員に過ぎないので、各取締役が何か不正の端緒を発見した際に会計帳簿の閲覧を求めることができるかどうかという点についての根拠を示すことは難しい。しかし、取締役会の職務として、取締役の職務執行の監督が明文で規定されていること(三六二条二項二号)から、通説は各取締役の監視義務を認める点において一致している。そこで、以下、まず、取締役の監視義務と関連して、取締役に会計帳簿等の調査義務があるのか否か(二)、次に、取締役に会計帳簿等閲覧権は認められるのかを検討し(三)、最後に、会社が閲覧を拒否した場合に取締役に負うべき責任の問題とともに結論を述べる(四)。

二 会社法三六二条二項は、取締役会の職務として、取締役会設置会社の業務執行の決定、代表取締役の選定および解職とともに、取締役の職務の執行の監督を挙げる。従来これに関する明文規定がない間はこのについて議論の余地もあったが、昭和五六年改正商法二六〇条一項は、取締役

会の権限として「取締役の職務執行の監督」を加えた。

しかしこれに対して、各取締役が監視義務があるか否かについては、必ずしも規定上は明らかではない。学説では、取締役の会社に対して負う一般的な善管注意義務・忠実義務からこの監視義務を説明する見解もあったが（米津昭子「判批」財政経済弘報六九四号（昭和三十三年）九頁、菅原菊志「取締役の監視義務」『企業法研究創刊一〇周年記念論文集』（企業法論社、昭和三十三年）一二二頁など）、現在の通説は、取締役会の監督権が認められることから当然に、その構成員である各取締役にも監視義務があることを導いている。

取締役の監視義務に関するリーディングケースであるとされる最判昭和四八年五月二二日（民集二七巻五号六五五頁）は、「株式会社取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべきである」と判示して、いわゆる個人企業と大差ない実体の小規

模株式会社の名目的取締役に監視義務違反があったことを認め、第三者に対する責任（四二九条一項）を負わせた。

取締役に上程された事項であるか否かに関わらず、最高裁が取締役に広範な監視義務を負わせたという認識のもと、その後昭和五〇年代の下級審判例においては、監視義務の履行として具体的に取締役が何をすべきであったかに言及するものもみられる。

東京地判昭和五〇年五月八日金判四五五号一一頁は、会社の振り出した手形が不渡りとなり倒産したことで支払いを受けられなくなったことから、代表取締役、取締役に對して第三者に対する責任が追及された事例において、「被告両名は……資金繰りが極めて悪いことを前記取締役に出席して気付いたものの、代表取締役……の事業計画に対する説明と同人の事業能力を信頼し、いずれ同社の営業成績も好転し、資金繰りの困窮も解消するものと軽信して、同人に……経営の全てを任せきりにし、取締役に提出された資料以外の同社の経理に関する帳簿等の書類を閲覧検討する等、同社の経理状況を正確に把握するための努力を一切して」いないことを問題にする。

東京高判昭和五〇年一二月二五日判時八一八号八八頁も「代表取締役の地位にありながら殆ど会社に出勤したこと

がなく、「(訴外専務取締役)」に経営を一任したままその業務執行に対する監視を怠り、……倒産に至る迄取締役会を開いたこともなく、帳簿類を検閲して経理状況を把握することもせず、経営の実態を知らないまま……不正な業務執行を放置し、……なにより適切な措置も採らなかったものである(一)筆者」とし、東京地判昭和五四年七月二五日金判五八一号三一頁は、取締役会の承認を受けずに代表取締役が取締役に対して長期にわたり多額の貸付けを行ったことについて、取締役会構成員たる取締役は「計算書類、附属明細書及び会計帳簿を精査するなどして、右のような違法貸付を未然に防止すべき職務上の義務があつたものというべきである」と判示し、取締役が自ら会計帳簿等を調査するべきであつたことを指摘している。

しかし、学説では、監視義務の内容、あるいはどこまで監視すれば義務を尽したことにより責任を負わずに済むのかについては具体的に論じたもの、また、それぞれの取締役がその状況に応じて何をすべきだったのかについて分析したものは多くはない。これは、判例に現れる個別の事例においては、取締役は取締役としての職務を全く行っていない場合が多く、何をしなければならず、また、何を行わないことが具体的に監視義務違反になるのかを考える材料

が提供されていないという事実も影響しているのであろう。

しかし、監視義務の内容について積極的に議論を展開する見解である、神崎克郎『取締役制度論』(中央経済社、昭和五六年)は、監視義務の内容を、会社の業務執行の状況を把握する義務と、会社業務執行が違法または不当となる危険性があるときはこれを是正する義務からなるとし、「けだし、取締役が会社の業務執行の状況を知ることがなければ、たとえそれが違法または不当となる危険性を有してもこれを是正する措置は期待されず、他方、取締役が会社の業務執行が違法または不当となる危険を有することを知っていてもそれを放置するならば、違法または不当な業務執行を阻止されず、ともに取締役会の監督機能は十分に發揮されないからである」(一一〇頁)と主張される。少なくとも、取締役は業務執行者の違法行為を知った場合、これを漫然放置すれば任務を懈怠したことになる(菅原・前掲一二二頁、酒巻俊雄「取締役の会社に対する責任」『取締役の責任と会社支配』(成文堂、昭和四二年)七頁(初出 早稲田法学四一卷一号、昭和四〇年)。これに連なった考え方として、取締役は業務執行が違法または不当になされていることを疑わせる事情に気が付いた場合に、合理的な程度の調査をなし、なさしめる義務を負うとし、

調査が否定された時には平取締役は少なくとも取締役会において代表取締役に（必要な場合は監査役に対しても）合理的な調査をなすように要求する必要があるとする見解（山田純子「取締役の監視義務」森本滋他編『企業の健全性確保と取締役の責任』（有斐閣、平成九年）二三八―二三九頁）などが主張されている。これらの見解に対して、倉沢康一郎「取締役の監視義務について」『会社法の論理』（中央経済社、昭和五四年）一八三頁（初出 企業法研究 二二輯、昭和四〇年）は、取締役会の業務執行権に由来する監督権限を積極的に認めることから、取締役が不正行為等を知ると知らないとに関わらず広く取締役の監視義務を肯定する立場に立つ。

しかし、取締役に積極的に不正行為を是正する義務および状況把握に努める義務を課しても結局は取締役会という制度に限界があるように思われる。すなわち、取締役は自分の業務執行権限外の事項に関し会社の損害を疑わせるような事実を知った場合、取締役会において発言し、監査役に報告した後、何も措置がとられない場合には、弁護士に相談する、事実を公表すると代表取締役を脅す、辞任する等をしなないと任務懈怠となる場合もあるが（江頭憲治郎『株式会社法（第五版）』（有斐閣、平成二六年）四六五頁

注（5）、各取締役が取締役会の構成員としての役割を適切に果たすかぎりにおいて、義務違反になることはないのではなかろうか。前掲昭和四八年五月二二日最高裁判例は、取締役は「業務執行一般につき、これを監視し、必要があるれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有する」としている。これを文字通り受け取るのであれば、取締役は監視を行い、何事か不正を発見した場合には取締役会に報告をするなどして、取締役会が業務執行の監督をするための措置をとるべきであるとされているに過ぎないことになる。

三 そこで次に、本判決で問題となっている、取締役の会計帳簿等閲覧権ないしさらに広くは調査権が認容されるか否かという点について検討する。

これまでの裁判例では、会計帳簿等の閲覧を求められている会社（債務者）の発行済株式総数の二分の一を有する会社（債権者）および同会社の代表取締役・債務者の取締役を兼任する者（債権者）が会計帳簿等の閲覧膳写を求めて仮処分を申し立てた事案で、名古屋地決平成七年二月二〇日判タ九三八号二三三頁は「商法上取締役の会計帳簿等の閲覧膳写に関する明文の規定はないが、会社の業務を執

行し、経営に参加するという取締役の職務の性質上、職務に必要な限り、会社の会計帳簿等の閲覧謄写を求める権限を有すると解すべきである」として、本判決とは異なり、取締役の閲覧請求権を正面から認める。しかし、同判決は「取締役は、一方では会社に対して忠実義務を負うのであるから（商法二五四条の三）、取締役が自己または第三者の利益を図る目的で帳簿等の閲覧謄写を求めた場合には、会社は権利の濫用として、これを拒むことができる」として、債務者と競業する債権者の代表取締役でもある債権者はこれで得た情報を自己または債権者のために利用するおそれがあるとして権利濫用を理由に申立を却下した（この抗告審である名古屋高決平成八年二月七日判タ九三八号二二一頁でも、これらの判断は踏襲されている）。

これまで、多数の論文により、アメリカにおいては取締役が業務執行につき疑いを抱くに至った場合には、相当な調査をするべき義務を負うことが判例法および制定法において明らかであり、取締役に会社の帳簿書類等の調査権が認められていることが紹介され（並木俊守「取締役の業務調査権」金判七五五号（昭和六一年）七七頁以下、伊勢田道仁「取締役の業務調査権」アメリカ法を中心として」六甲台論集三五卷三号（昭和六三年）一七〇頁以下、岡田昌

浩「取締役・監査役の情報収集について(1)」論叢一四九卷二号（平成一三年）一二七頁以下、多賀野浩二「取締役の調査権についての一考察」名城法学論集二四集（平成一九年）一一五頁以下）、また、「商法・有限会社法改正試案」二九（法務省民事局参事官室、昭和六一年五月一五日公表）では、「株式会社・有限会社とも、代表権のない取締役に業務調査権（商法二七四条二項参照）を認める」ことが提案される等、立法論として、取締役の調査権を創設することが検討されてきた。

そして、我が国の会社法における解釈としても、肯定説と否定説が対立する。

肯定説は、取締役会がその監督権限を発揮できるように、各取締役にも業務・財産の状況を調査する権限を認める（酒巻・前掲七七八頁、並木・前掲八〇頁、上柳他編・前掲二二八頁「森本滋」（ただしその後、阿部一正他『条解・会社法の研究7 取締役(2)』（別冊商事法務二〇〇号、平成九年）四一頁における発言では、否定説に改説）、山城将美「取締役の社内情報収集権」『企業統治の法的課題』（成文堂、平成一九年）七〇頁以下（初出『公開会社と閉鎖会社の法理（酒巻俊雄先生還暦記念）』（平成四年）、岡田昌浩「取締役・監査役の情報収集について(2)」論叢一五

○卷三号（平成一三年）九二頁以下、青竹正一『新会社法（第三版）』（信山社、平成二二年）二四六頁。また、江頭・前掲四一一頁注（7）は、閉鎖型タイプの株式会社を念頭に置くと、取締役は大株主または大株主の派遣者であることが多いので強い監督権を認めるのが望ましいなどの理由により、取締役は単独で業務・財産の調査権を行使できるという見解である）。

山城教授は前掲論文において、取締役の情報収集権を①取締役の意思決定機能から生ずる情報収集権、②取締役の監督機能から生ずる情報収集権、③取締役の説明義務から生ずる情報収集権の三点から説明される。まず、①は取締役は取締役会に参加して意思決定に加わらなければならず、これらの事項について可能な限り正確な情報を有していなければその責任を完全には果たしたとはいえないという点から、②は取締役の監視義務から、会社の業務執行の状況を正確に把握しているものでなければ、取締役は是正措置をとることができないという点から、③は株主総会において取締役・監査役は説明義務を負うのであるから、それに必要とされる程度の情報を収集する権利を有するという点から情報収集権が認められなければならないとしている。しかし、①や③の点では、調査対象が取締役会に上程される事

由、あるいは、株主総会の議案に関連する事由に限られてしまうおそれがあるのではないかという疑問があり、②は二で既に述べたように、監督権限を有する取締役会の調査権限との関係の問題に突き当たる。

これに対して、否定説は、業務・財産の調査権は取締役会にあり、取締役会を通じてのみ行使することができるとする（阿部他・前掲四一一頁「江頭憲治郎、森本滋発言」、四三頁「菊池洋一発言」、安井威興「株式会社の業務執行機関の権限構造と取締役の監視義務」修道法学二八巻一号（平成一七年）五六頁、落合誠一編『会社法コンメンタール8』（商事法務、平成二二年）二一九頁「落合誠一」）。

本判決についての判例評釈では、久保大作「判批」法学教室判例セレクト2013「Ⅱ」一八頁が、調査を行えば容易に不正が発覚するような場合でも、取締役会の多数派が拒否すれば調査できないため、不適切な行為の事前抑止という観点からは、調査権を与えたほうが望ましいとするのに対して、大塚和成「判批」銀法七六二七号七一頁（七七〇号一〇四頁も同じ）は、取締役の監視義務は妥当性の問題を中心とし、それは経営判断の問題であるから、組織として統一的な決定・行動が求められるとして調査権を否定する。また、弥永真生「判批」ジュリ一四五〇号三頁は、

現行法の規定ぶりからは、調査権を否定する見解が自然であるとしながら、計算書類等の取締役会における承認決議との関連では、会計帳簿等の閲覧等が拒絶されたものにも関わらず、疑念を抱きつつ承認決議に賛成すれば、任務懈怠と評価されると考えざるを得ないことに鑑みて、各取締役の会計帳簿、資料の閲覧請求権が認められると解釈する余地があることを指摘し、鳥山恭一「判批」法セ七〇三号一四五頁は、調査権自体は取締役会にあるため、取締役は取締役会の決議を経て調査権限を行使すべきであるが、会社の内紛その他の事情により取締役会を通じた調査が機能しない実態がある例外的な場合には、各取締役に調査権が認められる場合もあるとして、肯定・否定を断定するのではなく、取締役の会計帳簿等閲覧請求権が認められたほうが良い場合があることに含みを残す。しかしながら、弥永説、鳥山説も、調査権限は取締役会に存することから、原則として取締役の会計帳簿等閲覧請求権を認めない立場に立っている。

四 したがって、二で検討したように、取締役会設置会社の各取締役は、取締役会の監督義務から派生した監視義務を負う結果、少なくとも何らかの不正・不当を発見した場合にはそのままそれを放置するのではなく、取締役会の一

員として行動することを求められる。本判決は取締役が善管注意義務・忠実義務を尽くすためには会計帳簿を閲覧することが必要であることを示唆し、取締役が閲覧を請求したのに会社がそれを拒絶した場合には、取締役の責任の点で斟酌すればよいと考えているが、会計帳簿を閲覧することが監視義務を尽くすために有効な手段であるか否かは、その場合によって異なり、調査以外にも取締役が試みるべき他の手段も考えられないではない。すなわち、取締役は不正・不当な会計処理が行われているか否かが疑わしい場合には、調査に関する協力が得られる限りでは自ら状況を把握するための努力をすることもできるが、そこには一取締役として限界があるため、取締役会で発言し、または、他の取締役や監査役などの監査機関に対して報告して情報共有をし、それが究極的には取締役会での活動につながる形で行動することが望ましいが、このような対応がなされる限りにおいて、取締役が会計帳簿の閲覧ができなかったことが直接に取締役の責任につながるようなことはないのではなかろうか（同旨 松本信也「取締役の監視義務（上）」商事一九七一号（平成二四年）三六頁）。

また、本判決が取締役に会計帳簿等の閲覧請求権を認めなかった点については、三で検討したように、業務執行の

監督権は取締役会に帰属していることから、不正を是正することを目的とした抜本的な調査をするかどうかを決定し、そのためにはどの程度の調査が必要かを判断するのは最終的には取締役会の権限であり、また、職責であるのではないかと考える。業務執行の監督という点でも、取締役会は自らが行う統制の下で、各別に取締役に情報収集権を委任することができのみであり、その中で取締役は役割を果たすことが期待されているに過ぎない。もし、そうに考えず、各々の取締役に勝手な行動を認めれば、取締役会という組織としての統一性は乱されることになるからである。しかし、この理論を押し進めた場合、取締役会の中で孤立してしまっている少数派に属する取締役の意見が取締役会の中で無視された場合には、その取締役はなす術がないと批判される余地もある。だが、本件のような事例では、本来両者の調整役を果たすべきなのは、監査役などの監査機関であろう。取締役会が調査の必要がないと判断した場合にも、監査役は会社あるいは株主全体の利益の見地からその必要性があれば調査をしなければならない。監査役が調査の必要があると判断すれば、監査役の地位に則った調査が期待できる（岡田・前掲「取締役・監査役の情報収集について(2)」九四頁は、取締役と監査役の職責の違いから、

このような考え方には異論を唱えている）。

したがって、本判決の結論どおり、原告の会計帳簿等閲覧請求権を認めることはできないという結論には賛成するが、取締役会設置会社における取締役会の構成員としての取締役の地位からは会計帳簿等閲覧請求権を導けないという点に根拠を求めるべきであつたのではないかと考える。また、判決は、取締役は会計帳簿の閲覧請求を行わないと善管注意義務違反により責任を負うことがあり得るということを前提に議論を進めているが、責任が追及されるのならばそれに相応する権利も認められなくてはならず、権利の下支えのないままに取締役に責任追及される可能性がある点に言及することはかえって現場の取締役を混乱させることになるため、取締役の責任が追及されている事例ではない本件において、判決があえてこの点に触れる必要はなかったのではないだろうか。

なお、この判例については本文中に引用した評釈のほか、商事二〇〇七号（平成二五年）六三頁において判例の紹介と解説がなされている。

鈴木千佳子